

委 託 契 約 書

発注者 新発田市 と 受注者 は、新発田市学校給食西共同調理場調理等業務委託（以下「委託業務」という。）について、下記に定める事項により契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、新発田市学校給食西共同調理場において、学校給食が安全かつ衛生的に調理され、小中学校に安定的に提供されるとともに、学校給食業務の運営が効率的かつ円滑に行われることを目的とする。

（委託業務の範囲）

第2条 発注者は、次に掲げる業務を受注者に委託する。

- (1) 給食用物資の受取、検収、格納、検温業務
- (2) 主食（米飯）及び副食の調理業務
- (3) 食物アレルギー対応業務
- (4) 原材料及び調理後の食品の保存食の採取並びに保管・廃棄業務
- (5) 配缶業務
- (6) 食器、食缶、調理機器等の洗浄消毒保管業務
- (7) 残菜の計量・記録及び厨芥等の分別・集積業務
- (8) 施設、設備、厨房機器等の清掃、消毒及び日常点検とその記録業務
- (9) 使用物品管理業務
- (10) 衛生管理業務
- (11) 配送及び回収時の補助、配膳業務
- (12) ボイラー運転管理業務
- (13) 前各号に附帯する業務

※本件委託業務に含まれない業務（発注者が行う業務）

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収、食数管理等業務
- ・給食の配送及び回収業務
- ・施設、設備、厨房機器等の保守点検業務
- ・夏季及び春季休業期間における衛生害虫等駆除業務
- ・夏季休業期間における換気扇・フード等の清掃業務

（業務履行場所）

第3条 業務の履行場所は、新発田市学校給食西共同調理場及び給食提供校とする。

(契約期間)

第4条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 この契約に係る委託料の総額は 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とし、各会計年度における支払額は、次のとおりとする。

令和8年度	円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円）
令和9年度	円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円）
令和10年度	円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円）
令和11年度	円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円）
令和12年度	円	
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円）

2 前項の委託料の取引に係る消費税及び地方消費税の額は、契約期間中に税率が変更になったときは、その変更税率等によるものとする。

(委託料の支払い)

第6条 委託料は、年間委託料を12分の1にした額を月額とし、月ごとに支払うものとする。なお、12分の1にした額に1,000円未満の端数が生じる場合、当該端数分は全て最終月に加算するものとする。

2 受注者は、毎月の業務終了後、速やかに委託業務完了報告書を発注者に提出し、業務履行状況の確認を受けるものとする。

3 受注者は、前項による発注者の確認を受けた後、当該月分の委託料の請求書を発注者に提出し、発注者は適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(委託業務内容の変更)

第7条 発注者は、特別な理由が生じたときは、この契約締結後においても、業務内容の一部を受注者と協議の上、変更することができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の履行)

第8条 受注者は、発注者が提供する施設、設備、厨房機器等及び食材料を使用し、新発田市学校給食西共同調理場調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）、発注者が作成した予定献立表及び調理業務指示書等に基づき、誠実かつ確実に委託業務を履行しなければならない。

2 受注者は、委託業務の履行に当たり、学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令及び業務の実施に関連する関係法令等を遵守するほか、発注者の指示に従わなければならない。

また、発注者は必要があると認めた場合、受注者に対し、業務内容についての説明を求め、また、必要であれば改善を指示することができる。

3 受注者は、不測の事態が発生し業務の履行が不可能となるおそれがあると認めた場合には、直ちに発注者に報告し、その指示を受けた上で、業務の履行に努めなければならない。

(業務管理等)

第9条 受注者は、業務の安全衛生管理及び業務従事者の健康管理等について、万全を期すとともに、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、仕様書に定める調理業務責任者、調理業務副責任者及び食品衛生責任者を各1名配置しなければならない。なお、食品衛生責任者は調理業務責任者又は調理業務副責任者を兼ねることができる。

3 受注者は、調理業務責任者及び調理業務副責任者の選任に当たり、栄養士又は調理師の有資格者を充てるものとし、食品衛生責任者については、管理栄養士、栄養士又は調理師の有資格者を充てるものとする。

4 受注者は、業務の履行に当たり、食中毒防止、異物混入防止及び衛生管理の確保に最大の注意を払わなければならない。保健衛生上の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従い対処しなければならない。

(業務履行状況の検査等)

第10条 受注者は、委託業務の履行結果について、仕様書及び指示書等に基づく発注者等の検査を調理業務責任者の立会いのもとで受けるものとする。

2 受注者は、前項の検査の結果、不合格となった場合は、発注者の指示に従い、受注者の負担において直ちに手直しをしなければならない。

3 発注者は、委託業務の適正な履行を確保するため、受注者の業務履行状況について、随時に立入検査し、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(業務及び費用の負担区分)

第11条 業務及び費用の負担区分については、仕様書に定めるとおりとする。

(施設等の取扱い)

第12条 受注者は、委託業務の履行に当たり、施設、設備、厨房機器等を事前に点検し、業務に支障があると判断した場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、施設、設備、厨房機器等及び食材等について、善良なる管理者の注意義務をもってその管理に当たるものとする。

(委託業務完了報告)

第13条 受注者は、1日の業務の終了に際し、発注者に業務完了を報告し、その確認を受けなければならない。

2 受注者は、毎月の業務終了後、速やかに委託業務完了報告書を発注者に提出し、履行状況の確認を受けなければならない。

(賠償責任)

第14条 受注者は、委託業務の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託業務の再委託の禁止)

第15条 受注者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を、発注者の承認を受けた場合を除き、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(守秘義務)

第17条 受注者は、委託業務の履行に当たり取得し、又は知り得た個人情報及び発注者の秘密に属する情報を他に提供し、又は漏らしてはならない。委託業務の履行後、又はこの契約期間終了後も同様とする。

(契約の解除)

第18条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間中であっても、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約による義務を履行しないとき。
- (2) 受注者が、この契約の条項に違反したとき。
- (3) 受注者が、故意又は重大な過失により発注者又は第三者に著しい損害を与えたとき。

(業務従事者の研修等)

第19条 受注者は、学校給食における調理技術向上のために、業務従事者に対し、適宜研修を実施しなければならない。

2 受注者は、発注者が必要と認めるときは、発注者又は第三者が実施する研修その他の行事に業務従事者を参加させなければならない。

(発注者への協力)

第20条 受注者は、学校給食の円滑な実施又はその内容の充実等を図るため、発注者から協力の依頼があった場合は、積極的に協力するものとする。

2 受注者は、災害等が発生した場合において、発注者から緊急的な協力要請があった場合は、積極的に協力するものとする。

(規則等の適用)

第 21 条 この契約書に定めのない事項については、新発田市契約規則（平成 18 年新発田市規則第 35 号）、新発田市委託契約約款、機密情報に関する特記事項及び関係法令に従うものとし、その他この契約に関して疑問が生じたときは、両者協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 新発田市中央町 3 丁目 3 番 3 号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

受注者